表十八鳥取西部の項の次に次のように加える。

高田	広島県安芸高田市

表十八大川の項を次のように改める。

東讃中讃	香川県高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市並びに仲多度郡多度津町及びまんのう町

表十九花巻の項中「花巻市」の下に「、北上市、遠野市」を、「八幡平市」の下に「、滝沢市」を加え、「、岩手町及び滝沢村」を「及び岩手町」に改め、同表鳥取西部の項の次に次のように加える。

高田	広島県安芸高田市

表二十北岩手の項中「八幡平市」の下に「、滝沢市」を加え、「、岩手町及び滝沢村」を「及び岩手町」に改め、同表花巻の項中「花巻市」の下に「、北上市及び遠野市」を加え、同表大川の項を次のように改める。

大川高松	香川県高松市、さぬき市及び東かがわ市

表二十三邑楽館林の項中「並びに」を「及び」に改め、「板倉町、明和町、千代田町及び邑楽町」を削る。

表二十四八代の項中「のうち旧鏡町の区域」を削る。

表二十五北岩手の項中「八幡平市」の下に「、滝沢市」を加え、同表花巻の項中「及び北上市」を「、北上市、遠野市及び上閉伊郡」に改める。

表二十七富良野の項中「、中富良野町及び南富良野町」を「及び中富良野町」に改め、同表西根の項中「八幡平市」の下に「、滝沢市」を加え、同表雪谷川の項を削る。

表二十九網走の項を削り、同表北岩手の項中「八幡平市」の下に「、滝沢市」を加える。

○農林水産省告示第百七十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月六日

農林水産大臣　林　芳正

三中「、セデカマイシン」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字船生字欠ノ下四八九四、四八九四の二、四八九五、四八九六、字台ノ原四九〇八、字反川沢四九一〇から四九一九まで、字苅集四九二〇、四九二二、四九二四から四九二七まで、字柳沢原四九三二、字向山八三五五の一、八三五五の二、八三五七の一、八三五七の二、字高柴八三五八から八三六一まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

一　主伐に係る伐採種は、定めない。

二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市北滝字吉平一二〇六、一七一九の四、一七一九の六から一七一九の九まで、一七四三、一七四五、一七四九の四三から一七四九の四七まで、一七四九の五四から一七四九の五七まで、一七四九の六一、字若林一二〇八、一二一〇から一二一二まで、一六七四、一六七五、一六七七から一六七九まで、一六八二の一、一六八六、一六八八、一六九八、一七〇〇、一七〇一の一から一七〇一の三まで、一七〇四、一七〇五、一七〇九、一七一〇、一七一三、一七一五、一七一七、一七一八の三、字舘ノ御前一二一七の一、一二一七の二、一六〇三、一六〇四、一六〇八、一六一〇、一六一八、一六一九、字松ノ峰一二二五、一二三一、一三九四の一、一三九四の三、一三九六の一から一三九六の三まで、一四〇一の一、一四〇三、一四〇八、一四一六から一四一八まで、一四二〇の一、一四二一の一、一四二五、一四二七から一四二九まで、一四三一の一、一四三二の二、一四四九、一四五〇、一四五四、一四五六、一四五七、一四六〇、一四六一、一四六五、一四六八、一四七五の一、一四七六、一四七七、一四七八の一、一四七八の二、一四七九、一四八四、一四八五、一四八七から一四九一まで、一四九四、一四九五、一四九八、一五〇一、一五〇二、一五〇四の二、一五〇四の三、一五〇四の五、一五〇四の九、一五〇四の一三、一五〇四の一六、一五〇四の一七、一五〇四の二四、一五〇四の二五、一五〇四の二九、一五〇四の三〇、一五一九の一、一五一九の三、一五一九の八、一五一九の一〇、一五一九の一三、一五二五、一五四〇、字清水一二三七の一から一二三七の四まで、一二四六、一二四八の一、一二五〇、一二五二、一二五三の一、字高田沢一二五八の一、一二五八の二、一二五八の六、一二五八の七、一二五九の一から一二五九の四まで、一二五九の六、一二六〇、一二六三、一二六四、一二六七、一二七〇、字上ノ代一二七七、一二七八、一二八五、一二八六、一二八九から一二九一まで、一二九四、一二九五、一三一一、一三一二、字ネタビカ沢一三一八の一、一三一九から一三二一まで、字富士山一三二二から一三二六まで、一三三五、一三三六、字豆八沢一三四二、一三四三、字乞喰橋一三四五、一三五五、字入山一三六三の一、一三六三の三、一三六六、一三六七、一三六八の一、一三六八の二、一三六九、字湯泉木一三七〇、字山ノ神一三七八、一三七九、一三八〇の一、一三八一、一三八四、一三八六、字中ノ峰一五二六、一五二七の一、一五二七の二、一五二八、一五三四の一、一五三六、字松山一五三七、一五三八、一五五〇から一五五二まで、一五五四、一五五五、一五五八、一五五九、一五六五の一、一五六五の四、一五六五の六、一五六九、一五七〇、一五八六から一五八八まで、一五九一、字長久保一六三三、一六三五の一、一六三五の四、一六四〇、一六四一、一六四六の一、一六五三、一六五七から一六六一まで、一六六七、一六六八、一六七〇、字剱ケ峯一七六九、一七七〇、一七七六の五から一七七六の八まで、一七七六の一三、一七七六の一五、一七七六の四三から一七七六の四六まで、一七七六の四九、一七七六の五二から一七七六の五四まで、一七七六の五七、一七七六の六一から一七七六の六四まで、一七七六の六六、一七七六の六九、字小手谷一七七七、一七七九、一七八〇、一七八二、一七八七、一七九九、二七九〇、一八〇三から一八〇五まで、一八〇七、一八二〇の一、一八二〇の二、一八二〇の三、一八二〇の四一、一八二〇の四三、一八二〇の四五、一八二〇の四六、一八二〇の五〇、字小前沢一八三三の二、一八三四、片田字立沢一四三六の二、一四三六の三、一四三六の二四、一四三六の二六、一四三六の三七、一四三六の三九、一四三六の四〇、一四三六の四三、一四三六の四四、一四三六の五一、一四三六の五四、一四三六の五五、字入山一四四〇、一四五一から一四五三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

一　主伐に係る伐採種は、定めない。

二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）